

# 市議会ってどんなところ？

市議会の役割は、市民の皆様の意見を市政運営に十分に反映し、よりよい市政を実現することです。

市政運営について市民全員で話し合うことは難しいため、選挙を通じて市民の代表者として「市議会議員」と「市長」を選び、よりよい市政の実現を「市議会議員」と「市長」に委ねています。

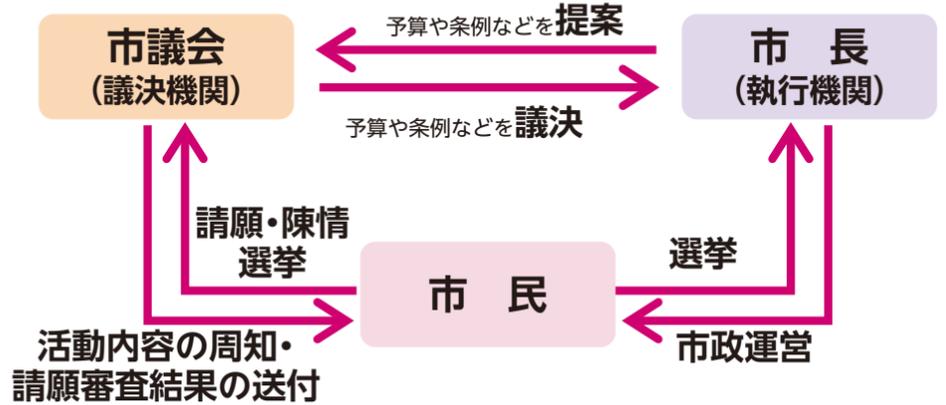
「市議会議員」は、「市議会」を構成して、皆様の意見を市政運営に十分に反映させるため、条例や予算などきめ細かく調査、審議して、どう処理すべきかを決めています。このため、「市議会」は「議決機関」と呼ばれています。

一方、「市長」は、「市議会」が決めたことに基づいて、実際の市政運営を行います。このため、「市長」は「執行機関」と呼ばれています。

## 市長も市議会も対等

市長も議員も、市民が直接選挙で選んでいます。

市長と市議会は、対等な立場で市民の代表者として働くと同時に、相互にチェックや協力をすることで、より良い草加市政の実現を目指しています。



## 定例会の流れ

草加市議会の「定例会」は、条例で年4回と定められており、原則として、毎年2月、6月、9月、12月に招集されます。また、必要な特定の事件（議案・その他の案件）に限って随時これを審議するために招集される「臨時会」があります。

定例会の流れは、おおむね次のとおりです。

### 令和6年12月定例会の流れ

## 開 会

会議録署名議員を指名し、会期を決定し、諸報告において、定例会で取り扱う請願を報告します。次に、市長提出議案の報告及び上程を行います。陳情の写しを議員に配付し、市長にも送付します。

※請願・陳情とは…市民が、直接、市議会に要望できる制度です。  
 請願は、地方自治法で定めがあり、市議会議員の紹介が必要です。後日、請願を提出した代表者に請願審査結果を送付します。  
 陳情は、地方自治法で定めがなく、市議会議員の紹介は不要です。草加市では審議は行わず、写しを議員に配付し、市長にも送付されます。

上程とは、本議会で議案や請願を議題とするという意味だよ



12月5日

## 議案質疑

議案質疑とは、提出された議案について、議案の内容や提案の理由について疑問点や不明点を質問します。発言時間は質疑と答弁を合わせて1人80分以内です。議案質疑終了後、市長提出議案と請願を委員会に付託します。

12月9日

## 常任委員会

委員会に付託された議案と請願は、委員会において詳細に審査されます。委員会審査の経過と結果は、委員長報告として、閉会日に報告されます。

議案や請願などの審査・調査をより詳細かつ効率的に行うため委員会に付託されるよ



総務文教委員会  
12月5、10、16日  
福祉子ども委員会  
12月11日  
建設環境委員会  
12月12日

## 一般質問

一般質問とは、定例会において議員が市政全般について市長などの執行機関の考えや方針を質問します。発言時間は質問と答弁を合わせて1人80分以内です。

4ページから12月定例会で質問した内容の一部を掲載しているよ



12月16、17日

## 閉 会

委員会に付託されていた議案と請願が本会議に戻され、委員長報告、質疑、討論、採決が行われます。委員会や議員から議案が提出された場合は、議案の報告・上程、質疑、討論、採決を行います。その後、閉会となります。

12月23日